

3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の使用の廃止

令和元年度に法第3条調査の結果が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表3-1及び表3-2に示す。令和元年度に法第3条調査の結果が報告された有害物質使用特定施設は「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

令和元年度に法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（令和元年度）

（件数：複数回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設 第1項+第8項	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号			
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	1	0
	掘さく用の泥水分離施設	1、ニ	1	0
繊維業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	19、ト	1	0
	薬液浸透施設	19、チ	2	3
化学繊維製造業	原料回収施設	21、ハ	2	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	2	1
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	1	5
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	0	1
	ろ過施設	26、ロ	0	1
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	1	3
	洗浄施設	27、ニ	0	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	1	5
	湿式集じん施設	27、ル	0	1
発酵工業	遠心分離機	30、ハ	0	1
メタン誘導品製造業	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	1
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	0	1
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	1	0
	水洗施設	33、ロ	0	4
	静置分離器	33、ニ	0	2
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0	1
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	2	0
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	2	0
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	分離施設	37、ロ	2	0
香料製造業	洗浄施設	41、イ	1	1
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	2	7
	ろ過施設	46、ロ	1	5
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	0	6
医薬品製造業	ろ過施設	47、ロ	1	2
	分離施設	47、ハ	1	4
	混合施設	47、ニ	0	3
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	1	4
農業製造業	混合施設	49	0	1
	脱塩施設	51、イ	0	1
石油精製業	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	1
	脱硫施設	51、ハ	0	1
	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	51、ニ	0	1
	潤滑油洗浄施設	51、ホ	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	1	3
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	3	24
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	0	6
薬業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	2	4
	還元そう	62、イ	1	2
非鉄金属製造業	電解施設	62、ロ	1	3
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	4	7
	湿式集じん施設	62、ヘ	3	0
	焼入れ施設	63、イ	5	3
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	電解式洗浄施設	63、ロ	0	3
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	30	52
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	92	181
電気めつき	電気めつき施設	66	45	134
洗たく業	洗浄施設	67	28	55
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	1	16
	ちゆう房施設	68の2、イ	4	0
病院	洗浄施設	68の2、ロ	10	7
	入浴施設	68の2、ハ	3	0
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	2	0
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	2	0
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	86	276
	焼入れ施設	71の2、ロ	0	1
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	0	2
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	6	5
前各号を除く	洗浄施設	71の5	35	78
前各号を除く	蒸留施設	71の6	7	8
前2号を除く	排水処理施設	74	6	6
合計			403	946

注 1) 「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第 1 に規定する特定施設」を参照。

注 2) 「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和元年度に法第 3 条第 1 項及び第 8 項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和元年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し集計している。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設 第1項+第8項	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	2
	坑水中和沈でん施設	1、ハ	1
	掘さく用の泥水分離施設	1、ニ	0
畜産農業又はサービス業	豚房施設	1の2、イ	0
	牛房施設	1の2、ロ	1
畜産食品品製造業	原料処理施設	2、イ	2
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	湯煮施設	4、ニ	1
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	0
	圧搾施設	11、ハ	1
	真空濃縮施設	11、ニ	1
	水洗式脱臭施設	11、ホ	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	まゆ湯煮施設	19、イ	1
	原料浸せき施設	19、ハ	0
	精練機及び精練そう	19、ニ	2
	シルケット機	19、ホ	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	1
	染色施設	19、ト	51
	薬液浸透施設	19、チ	16
	のり抜き施設	19、リ	0
化学繊維製造業	湿式紡糸施設	21、イ	1
	リントー又は未精練繊維の薬液処理施設	21、ロ	1
合板製造業	原料回収施設	21、ハ	1
木材薬品処理業	接着機洗浄施設	21の3	1
	薬液浸透施設	22、ロ	5
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	1
	湿式パーカー	23、ロ	1
	蒸解廃液濃縮施設	23、ホ	1
	抄紙施設	23、チ	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	19
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	31
化学肥料製造業	ろ過施設	24、イ	4
	水洗式破砕施設	24、ハ	1
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	9
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設	25、イ	1
	電解施設	25、ロ	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	7
	ろ過施設	26、ロ	12
	遠心分離機	26、ハ	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	38
	ろ過施設	27、イ	67
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	27、ロ	35
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	4
	洗浄施設	27、ニ	1
	反応施設	27、ヘ	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	130
	湿式集じん施設	27、ル	16
	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	0
	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	1
静置分離器	29、ロ	1	
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	遠心分離機	30、ハ	1
	蒸りゆう施設	31、イ	2
コaltarル製品製造業	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	7
発酵工業	ろ過施設	32、イ	4
	遠心分離機	32、ハ	4
有機顔料又は合成染料の製造業	廃ガス洗浄施設	32、ニ	2
	縮合反応施設	33、イ	7
合成樹脂製造業	水洗施設	33、ロ	17
	遠心分離機	33、ハ	5
	静置分離器	33、ニ	15
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	1
	廃ガス洗浄施設	33、リ	6
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	6
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	2
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	1
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	36、ロ	2
	湿式集じん施設	36、ハ	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	18
	分離施設	37、ロ	40
	ろ過施設	37、ハ	7
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	3
	蒸りゆう施設	37、ホ	2
	蒸りゆう施設及び濃縮施設	37、チ	2
	酸又はアルカリによる処理施設	37、ヌ	1
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	1
廃ガス洗浄施設	37、タ	16	
香料製造業	洗浄施設	41、イ	1
	抽出施設	41、ロ	2
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	2

(続き)

(件数：複数回答可)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設 第1項+第8項	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号			
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	6	80
	ろ過施設	46、ロ	7	80
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	6	87
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	0	1
	ろ過施設	47、ロ	7	39
	分離施設	47、ハ	7	60
	混合施設	47、ニ	3	42
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	7	39
農業製造業	混合施設	49	2	3
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	4
石油精製業	脱塩施設	51、イ	0	1
	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	2
	脱硫施設	51、ハ	0	1
	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	51、ニ	0	2
	潤滑油洗浄施設	51、ホ	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	5	52
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	4	0
	石灰づけ施設	52、ロ	3	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	3	0
	クロム浴施設	52、ニ	27	0
	染色施設	52、ホ	3	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	114	495
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	17	69
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0	2
生コンクリート製造業	パッチャープラント	55	0	1
窯業原料(うわ業原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	17	61
	水洗式分別施設	58、ロ	4	7
	酸処理施設	58、ハ	1	3
	脱水施設	58、ニ	2	6
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	5
	圧延施設	61、ハ	0	3
	焼入れ施設	61、ニ	1	2
	湿式集じん施設	61、ホ	0	5
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	2	14
	電解施設	62、ロ	2	31
	焼入れ施設	62、ハ	0	1
	水銀精製施設	62、ニ	1	0
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	22	89
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	湿式集じん施設	62、ヘ	4	22
	焼入れ施設	63、イ	51	78
	電解式洗浄施設	63、ロ	10	33
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	2	16
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	264	702
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	63の3	0	1
	ガス冷却洗浄施設	64、ロ	0	2
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	961	3,423
電気めつき	電気めつき施設	66	814	2,438
エチレンオキサライド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	1	3
旅館業	洗たく施設	66の3、ロ	1	0
洗たく業	洗浄施設	67	652	1,291
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	50	182
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	30	15
	洗浄施設	68の2、ロ	98	139
	入浴施設	68の2、ハ	26	8
と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設	69	0	1
中央卸売市場	卸売場	69の2、イ	1	0
	仲卸売場	69の2、ロ	3	1
自動車分解整備事業	洗車施設	70の2	3	1
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	2	4
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	861	3,203
	焼入れ施設	71の2、ロ	6	6
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	1	4
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	4	27
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	25	49
前各号を除く	洗浄施設	71の5	546	2,171
前各号を除く	蒸留施設	71の6	69	271
し尿処理	し尿処理施設	72	6	3
前2号を除く	排水処理施設	74	45	89
合計			5,084	16,122

注1)「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。
 注2)「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和元年度に法第3条第1項及び第8項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和元年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し累計している。

3) 法第3条第8項に基づく調査結果報告の届出面積

令和元年度に法第3条第8項に基づく調査結果が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表3-4に示す。届出面積は「900 m²以上 3,000 m²未満」、「3,000 m²以上 5,000 m²未満」、「5,000 m²以上 7,000 m²未満」の順に多かった。また、調査結果報告件数239件の平均面積は8,458 m²、中央値は3,832 m²、最大面積は419,852 m²であった。

表3-4 面積別の法第3条第8項に基づく調査結果報告件数（令和元年度）

届出面積(m ²)	調査結果報告件数			
		人為等由来 汚染調査	自然由来 汚染調査	水面埋立て土砂由来 汚染調査
0 < S < 900	5	5	0	0
900 ≤ S < 3,000	94	94	0	0
3,000 ≤ S < 5,000	47	47	0	1
5,000 ≤ S < 7,000	24	24	0	0
7,000 ≤ S < 10,000	21	21	0	0
10,000 ≤ S < 15,000	23	23	1	0
15,000 ≤ S < 30,000	18	18	0	0
30,000 ≤ S < 50,000	4	4	0	0
50,000 ≤ S < 100,000	2	2	0	0
100,000m ² 以上	1	1	0	0
小計	239	239	1	1
不明	0	0	0	0
合計	239	239	1	1
平均面積 (m ²)	8,458	8,458	12,529	4,637
中央面積(中央値) (m ²)	3,832	3,832	12,529	4,637
最大面積 (m ²)	419,852	419,852	12,529	4,637
合計面積 (m ²)	2,021,514	2,021,514	12,529	4,637

注1) 900 m²未満の面積における形質変更の届出理由の例

工事計画全体面積は900 m²以上であるが、一部の土地において工事工期にずれが生じ、その一部の土地から形質変更の届出が提出されたため、届出面積が900 m²未満となった。

注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

3.1.2 法第4条に基づく調査

法第4条調査の調査義務発生の契機となる形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数を表3-5に示す。令和元年度における法第4条第1項に基づく形質変更の届出件数は11,227件であり、うち、法第4条第3項に基づく調査命令の発出件数は79件であった。また、法第4条第2項に基づく調査結果報告件数は401件、うち、基準不適合の件数は141件、法第4条第3項に基づく調査結果報告件数は101件、うち、基準不適合の件数は32件であった。

表3-5 形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数

年度	形質変更の届出件数	調査命令発出件数	(件数)	
			第4条第2項調査結果報告件数	第4条第3項調査結果報告件数
平成22年度	10,815	270	-	226 (156)
平成23年度	9,525	180	-	199 (110)
平成24年度	9,949	126	-	143 (61)
平成25年度	10,848	142	-	150 (48)
平成26年度	10,602	164	-	154 (68)
平成27年度	10,650	118	-	130 (43)
平成28年度	10,946	118	-	119 (52)
平成29年度	10,741	154	-	170 (52)
平成30年度	10,800	91	354 (93)	106 (39)
令和元年度	11,227	79	401 (141)	101 (32)
合計	106,103	1,442	755 (234)	1,498 (661)

注1)「調査命令発出件数」は、当該年度に形質変更の届出がなされたもののうち、調査命令が発出された件数である。

注2) ()内の数値は、基準不適合の件数を示す。

注3)「調査結果報告件数」は、1つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含む。

令和元年度に法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表3-6に示す。届出面積は「3,000 m²以上 5,000 m²未満」、「5,000 m²以上 7,000 m²未満」、「15,000 m²以上 30,000 m²未満」の順に多かった。また、調査結果報告件数502件の平均面積は16,719 m²、中央値は6,017 m²、最大面積は744,210 m²であった。

表3-6 面積別の法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果報告件数（令和元年度）

届出面積 (m ²)	調査結果報告件数			
		人為等由来 汚染調査	自然由来 汚染調査	水面埋立て土砂由来 汚染調査
0 < S < 900	40	40	0	0
900 ≤ S < 3,000	62	62	1	0
3,000 ≤ S < 5,000	109	107	4	1
5,000 ≤ S < 7,000	67	66	2	0
7,000 ≤ S < 10,000	61	58	3	0
10,000 ≤ S < 15,000	42	42	1	0
15,000 ≤ S < 30,000	64	63	2	0
30,000 ≤ S < 50,000	29	27	2	0
50,000 ≤ S < 100,000	13	12	1	0
100,000m ² 以上	15	15	0	0
小計	502	492	16	1
不明	0	0	0	0
合計	502	492	16	1
平均面積 (m ²)	16,719	16,610	16,708	3,452
中央面積(中央値) (m ²)	6,017	5,987	7,502	3,452
最大面積 (m ²)	744,210	744,210	84,292	3,452
合計面積 (m ²)	8,393,075	8,172,031	267,332	3,452

注1) 3,000 m²未満の面積における形質変更の届出理由の例

工事計画全体面積は3,000 m²以上であるが、用地取得等に伴い一部の土地において工事工期にずれが生じ、その一部の土地から形質変更の届出が提出されたため、届出面積が3,000 m²未満となった。

注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

表 3-4 と表 3-6 を統合した、令和元年度に土地の形質の変更に伴う調査結果（法第 3 条第 8 項並びに法第 4 条第 2 項及び第 3 項に基づく調査結果）が報告された事例における届出面積別の調査結果報告件数を表 3-7 に示す。届出面積は「900 m²以上 3,000 m²未満」と「3,000 m²以上 5,000 m²未満」が同件数で最も多く、次に「5,000 m²以上 7,000 m²未満」が多かった。また、調査結果報告件数 741 件の平均面積は 14,218 m²、中央値は 5,350 m²、最大面積は 744,210 m²であった。

表 3-7 面積別の土地の形質の変更に伴う調査結果報告件数（令和元年度）

届出面積 (m ²)	調査結果報告件数			(件数)
		人為等由来 汚染調査	自然由来 汚染調査	水面埋立て土砂由来 汚染調査
0 < S < 900	45	45	0	0
900 ≤ S < 3,000	156	156	1	0
3,000 ≤ S < 5,000	156	154	4	2
5,000 ≤ S < 7,000	91	90	2	0
7,000 ≤ S < 10,000	82	79	3	0
10,000 ≤ S < 15,000	65	65	2	0
15,000 ≤ S < 30,000	82	81	2	0
30,000 ≤ S < 50,000	33	31	2	0
50,000 ≤ S < 100,000	15	14	1	0
100,000m ² 以上	16	16	0	0
小計	741	731	17	2
不明	0	0	0	0
合計	741	731	17	2
平均面積 (m ²)	14,218	14,114	16,462	4,045
中央面積(中央値) (m ²)	5,350	5,331	7,910	4,045
最大面積 (m ²)	744,210	744,210	84,292	4,637
合計面積 (m ²)	10,905,082	10,684,038	279,861	8,089

注) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

3.1.3 法第5条に基づく調査

令和元年度における法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果の報告件数を表3-8に示す。調査結果の報告件数は0件であった。

表3-8 法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果報告件数

(件数：複数回答有)

法第5条調査命令の発出契機	調査結果報告件数		調査結果									
			基準不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬など (第三種) 不適合		複合汚染	
	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計	R1	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌汚染調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく土壌汚染調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌汚染調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例件数	0	(6)	0	(4)	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注) () 内の数値は、法施行日(平成15年2月15日)からの累計件数である。

3.1.4 深さの限定を行った事例

令和元年度における法第3条第8項、法第4条第2項及び第3項に基づく調査において、深さの限定を行った報告件数を表3-9に示す。

表3-9 深さの限定を行った件数(令和元年度)

(深さの限定を行った件数：複数回答有)

深さの限定の有無		法第3条 第8項調査	法第4条 第2、3項調査	合計
深さの限定を行った	試料採取等の対象としなかった 単位区画がある	2	6	8
	試料採取の対象としなかった 土壌がある	14	9	23
深さの限定を行わなかった		224	488	712
合計		240	503	743
調査結果報告件数		239	502	741

3.1.5 調査の省略を行った事例

令和元年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-10に示す。

表3-10 調査を省略した段階別件数（令和元年度）

調査を省略した段階						(件数)
	法第3条調査	法第4条調査	法第5条調査	法第14条調査	処理業省令第13条調査	合計
特定有害物質の種類を省略	3	4	0	13	1	21
おそれの区分の分類を省略	1	3	0	3	0	7
試料採取等を行う区画の選定を省略	4	1	0	15	1	21
試料採取等を行う区画の選定後に省略	6	1	0	16	0	23
試料採取等の実施を省略	36	8	0	13	0	57
うち土壌ガス調査又は地下水調査	7	1	0	2	0	10
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	8	4	0	6	0	18
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	21	3	0	5	0	29
合計	50	17	0	60	2	129
調査結果報告件数	510	502	0	243	2	1257

3.1.6 試料採取等対象物質

令和元年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査の試料採取等対象物質を表3-11に示す。VOCでは「ベンゼン」、「1,1-ジクロロエチレン」、「クロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。農薬等では「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

表3-11 調査の契機別の試料採取等対象物質

調査の契機	VOC(第一種)													重金属等(第二種)										農薬等(第三種)						(件数：複数回答有)
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・三ジクロロエタン	一・一・二ジクロロエチレン	一・二・二ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物		
法第3条調査	328	190	181	329	292	74	121	284	251	231	139	316	262	217	313	272	212	40	174	319	217	332	336	84	80	92	145	105		
法第4条調査	238	197	192	237	205	59	143	248	191	200	162	225	312	195	280	243	229	48	179	349	231	282	270	76	75	85	155	90		
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
法第14条申請	93	96	94	102	78	57	88	106	94	93	90	100	133	121	150	125	127	49	125	195	176	176	132	47	47	48	79	52		
処理業省令第13条調査	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
令和元年度	661	485	469	670	577	191	354	640	538	526	393	643	709	535	745	642	570	137	480	865	626	792	740	209	204	227	381	249		
累計	1,425	2,982	2,838	4,482	577	3,900	2,409	3,749	3,746	3,246	2,550	4,389	4,100	3,526	5,247	4,389	3,743	1,416	3,145	5,761	4,107	5,200	4,817	1,305	1,293	1,364	2,363	1,490		

注) 累計は、法施行日（平成15年2月15日）からの数値である。ただし、処理業省令第13条に基づく調査における試料採取等対象物質の件数は令和元年度より計上している。

(続き)

(試料採取等対象物質の件数：複数回答有)

業種区分(日本標準産業分類による大分類・中分類の分類項目及び分類希望・分類番号)	調査結果報告件数(R1)		VOC(第一種)														重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
			クロロエチレン	四塩化炭素	一・ニージクロロエタン	一・一ニージクロロエチレン	一・ニージクロロエチレン	シス-一・ニージクロロエチレン	一・三ニージクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・ニトリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	六価クロム化合物	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
			件数	%																											
M 飲食店、宿泊業M 宿泊業、飲食サービス業	3	0.2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	
75 宿泊業	3	0.2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	
N 生活関連サービス業、娯楽業	61	4.9	52	6	7	54	48	6	6	8	54	10	7	51	10	4	4	3	3	0	3	5	5	4	6	1	1	1	3	1	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	52	4.1	48	4	5	50	45	6	4	5	51	7	5	48	7	1	2	1	1	0	1	3	1	2	1	0	0	0	1	0	
79 その他の生活関連サービス業	5	0.4	2	1	1	2	1	0	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	
80 娯楽業	4	0.3	2	1	1	2	2	0	1	1	2	1	1	2	2	2	1	1	1	0	1	1	3	1	1	0	0	0	1	0	
O 教育、学習支援業	39	3.1	20	25	23	19	18	7	14	25	17	17	14	19	28	27	31	31	32	3	23	33	23	27	29	10	10	10	11	13	
81 学校教育	37	2.9	20	25	23	19	18	7	14	25	17	17	14	19	28	27	30	31	31	3	23	32	22	27	29	10	10	10	11	13	
82 その他の教育、学習支援業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
P 医療、福祉	49	3.9	13	14	11	14	14	2	10	20	13	11	12	14	22	19	30	36	41	5	22	24	23	32	36	5	5	5	10	6	
83 医療業	46	3.7	12	13	11	13	13	2	10	20	12	11	11	13	21	17	29	34	39	4	21	22	22	30	34	5	5	5	10	6	
84 保健衛生	3	0.2	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	2	1	2	2	1	1	2	1	2	2	0	0	0	0	0	
R サービス業(他に分類されないもの)	22	1.8	8	9	7	8	7	2	7	10	8	8	7	8	14	8	13	10	8	2	8	17	11	9	14	5	5	5	7	6	
88 廃棄物処理業	9	0.7	4	6	4	4	3	2	4	6	4	4	4	6	4	6	6	6	4	1	4	4	6	4	6	3	3	3	5	4	
89 自動車整備業	10	0.8	2	1	1	2	2	0	1	1	2	2	1	2	6	2	5	2	2	1	2	10	2	2	5	0	0	0	0	0	
92 その他の事業サービス業	2	0.2	1	1	1	1	1	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	
95 その他のサービス業	1	0.1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
S 公務(他に分類されるものを除く)	70	5.6	19	21	16	18	18	6	14	23	16	17	16	17	40	29	31	27	27	10	25	48	35	33	29	9	9	9	17	11	
97 国家公務	10	0.8	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	7	3	3	3	3	1	3	7	4	3	3	1	1	1	3	1	
98 地方公務	60	4.8	16	18	13	15	16	4	11	20	13	14	13	14	33	26	28	24	24	9	22	41	31	30	26	8	8	8	14	10	
T 分類不能の産業	4	0.3	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	2	2	3	2	1	1	1	1	1	
99 分類不能の産業	4	0.3	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	2	2	3	2	1	1	1	1	1	
不明	375	29.8	39	35	39	40	32	12	31	41	35	37	34	40	46	36	50	44	41	6	38	50	45	52	46	21	20	21	25	21	
合計	1257	100.0	520	353	348	515	445	139	253	478	407	399	283	500	530	387	552	476	414	87	339	628	447	584	559	160	156	178	268	206	

注1) 合計値や内訳の割合(%)については、小数点第二位を四捨五入し表示しているため、表記上の合計値等が合わない場合がある。

注2) 令和元年度に法第3条、法第4条、法第5条、法第14条、処理業省令第13条に基づく調査の対象となった試料採取等対象物質であって、業種区分について回答があったものを抜粋し集計している。

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数

令和元年度に指定された要措置区域等の指定件数を調査の契機別及び特定有害物質の種類別に表 3-13 及び図 3-1 に示す。VOCのみ基準不適合の件数は 24 件、重金属等のみ基準不適合の件数は 394 件、農薬等のみ基準不適合の件数は 0 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか 2 種類以上の基準不適合）の件数は 73 件であった。

表 3-13 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和元年度）

区域指定に至る調査の契機	(件数)						
	要措置区域指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第3条	25	129	154	16	114	0	24
法第4条	14	130	144	5	123	0	16
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	12	163	175	3	145	0	27
法第3条・法第14条	1	10	11	0	8	0	3
法第4条・法第14条	0	5	5	0	4	0	1
処理業省令第13条	0	2	2	0	0	0	2
合計	52	439	491	24	394	0	73

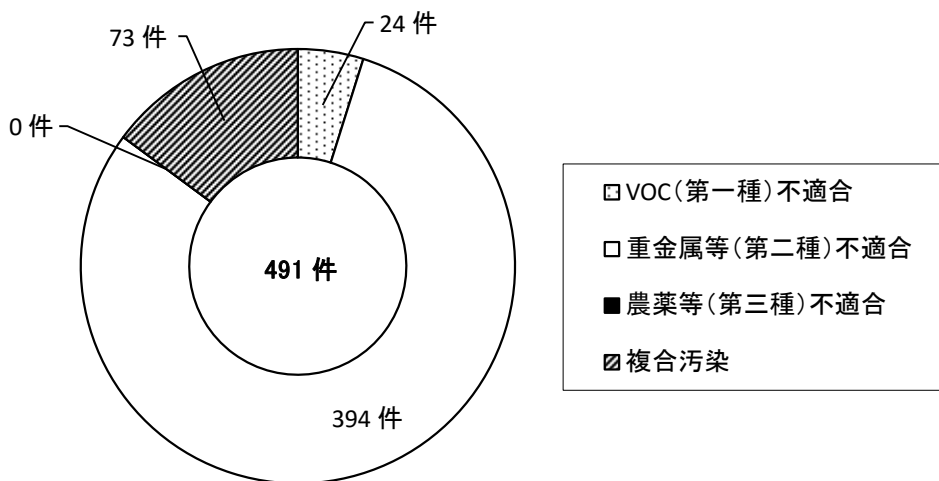


図 3-1 特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和元年度）

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

令和元年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表 3-14 に示す。
要措置区域等の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 3-14 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数（令和元年度）

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染	
北海道地区	北海道	3	0	1	1	0	1	0	0
	札幌市	11	1	7	8	1	7	0	0
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	3	1	0	1	1	0	0	0
	計	17	2	8	10	2	8	0	0
東北地区	青森県	0	0	0	0	0	0	0	0
	青森市	7	0	6	6	0	6	0	0
	八戸市	1	0	0	0	0	0	0	0
	岩手県	6	0	2	2	0	1	0	1
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	2	0	0	0	0	0	0	0
	仙台市	11	2	4	6	0	6	0	0
	秋田県	3	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	1	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	7	0	1	1	0	1	0	0
	山形市	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島県	10	2	1	3	2	1	0	0
	福島市	3	0	1	1	0	1	0	0
	郡山市	4	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	1	0	1	1	1	0	0	0	
計	56	4	16	20	3	16	0	1	
関東地区	茨城県	22	2	5	7	0	6	0	1
	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	つくば市	17	0	1	1	0	1	0	0
	栃木県	8	1	4	5	0	5	0	0
	宇都宮市	9	0	2	2	0	0	0	2
	群馬県	18	0	3	3	0	3	0	0
	前橋市	1	0	1	1	1	0	0	0
	高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	2	0	0	0	0	0	0	0
	太田市	5	0	2	2	0	2	0	0
	埼玉県	30	1	5	6	0	5	0	1
	さいたま市	3	1	3	4	1	2	0	1
	川越市	3	0	0	0	0	0	0	0
	川口市	3	0	5	5	0	5	0	0
	所沢市	2	0	0	0	0	0	0	0
	草加市	2	0	2	2	0	2	0	0
	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊谷市	1	0	0	0	0	0	0	0
	千葉県	21	0	9	9	0	9	0	0
	千葉市	6	0	1	1	0	1	0	0
	市川市	2	0	1	1	0	1	0	0
	船橋市	2	0	0	0	0	0	0	0
	松戸市	4	2	2	4	1	3	0	0
	柏市	2	0	0	0	0	0	0	0
	市原市	5	0	3	3	0	2	0	1
	東京都	172	9	71	80	4	62	0	14
	八王子市	6	0	2	2	0	2	0	0
	町田市	1	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	15	1	6	7	0	7	0	0
横浜市	56	1	16	17	2	8	0	7	
川崎市	21	0	7	7	0	4	0	3	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染	
関東地区	相模原市	13	0	0	0	0	0	0	0
	横須賀市	3	0	2	2	0	2	0	0
	厚木市	1	0	0	0	0	0	0	0
	平塚市	11	0	1	1	0	1	0	0
	藤沢市	10	0	2	2	0	2	0	0
	小田原市	4	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	5	0	3	3	0	3	0	0
	大和市	2	1	1	2	0	0	0	2
	新潟県	11	1	3	4	1	3	0	0
	新潟市	9	0	6	6	0	5	0	1
	長岡市	1	0	0	0	0	0	0	0
	上越市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山梨県	6	0	2	2	1	1	0	0
	甲府市	1	0	0	0	0	0	0	0
	静岡県	25	1	7	8	1	6	0	1
	静岡市	4	0	1	1	0	1	0	0
	浜松市	4	0	0	0	0	0	0	0
	沼津市	0	0	0	0	0	0	0	0
	富士市	2	0	2	2	0	1	0	1
計	551	21	181	202	12	155	0	35	
中部地区	富山県	3	2	0	2	0	2	0	0
	富山市	5	0	1	1	0	1	0	0
	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福井県	6	0	4	4	0	4	0	0
	福井市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野県	7	1	3	4	1	3	0	0
	長野市	2	0	0	0	0	0	0	0
	松本市	6	0	1	1	0	1	0	0
	岐阜県	9	1	1	2	0	2	0	0
	岐阜市	3	1	0	1	0	0	0	1
	愛知県	37	1	10	11	0	10	0	1
	名古屋市	37	3	18	21	0	17	0	4
	豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡崎市	6	0	0	0	0	0	0	0
	一宮市	1	0	0	0	0	0	0	0
	春日井市	3	0	2	2	0	0	0	2
	豊田市	3	0	0	0	0	0	0	0
	三重県	14	0	2	2	0	0	0	2
四日市市	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	144	9	43	52	1	41	0	10	
近畿地区	滋賀県	30	0	6	6	0	6	0	0
	大津市	1	0	1	1	0	1	0	0
	京都府	12	0	4	4	0	4	0	0
	京都市	9	6	7	13	0	11	0	2
	大阪府	22	0	11	11	1	10	0	0
	大阪市	44	0	30	30	0	28	0	2
	堺市	12	0	4	4	0	4	0	0
	岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0
	吹田市	10	0	3	3	0	3	0	0
	高槻市	8	0	4	4	0	3	0	1
	枚方市	5	0	3	3	0	3	0	0
	茨木市	3	0	1	1	0	1	0	0
	八尾市	2	0	1	1	0	1	0	0
	寝屋川市	3	0	2	2	1	1	0	0
	東大阪市	4	0	5	5	0	4	0	1
	兵庫県	14	0	9	9	0	7	0	2
	神戸市	8	0	6	6	0	6	0	0
	姫路市	18	0	9	9	0	9	0	0
尼崎市	10	0	3	3	0	2	0	1	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染	
近畿地区	明石市	6	0	1	1	0	1	0	0
	西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0
	加古川市	4	0	2	2	0	2	0	0
	宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良市	2	0	1	1	0	0	0	1
	和歌山県	8	0	3	3	0	3	0	0
	和歌山市	3	0	1	1	0	1	0	0
計	238	6	117	123	2	111	0	10	
中国 四国地区	鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0
	島根県	0	0	0	0	0	0	0	0
	松江市	3	0	0	0	0	0	0	0
	岡山県	6	2	0	2	0	2	0	0
	岡山市	9	0	6	6	0	5	0	1
	倉敷市	7	1	2	3	1	1	0	1
	広島県	11	0	2	2	0	2	0	0
	広島市	14	1	1	2	0	2	0	0
	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0
	福山市	3	0	0	0	0	0	0	0
	山口県	28	1	11	12	1	9	0	2
	下関市	1	0	1	1	0	1	0	0
	徳島県	8	0	0	0	0	0	0	0
	徳島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	香川県	7	0	1	1	0	0	0	1
	高松市	2	0	1	1	0	1	0	0
	愛媛県	12	0	4	4	0	3	0	1
	松山市	5	1	2	3	0	1	0	2
	高知県	0	0	1	1	0	1	0	0
高知市	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	118	6	32	38	2	28	0	8	
九州地区	福岡県	8	0	2	2	0	2	0	0
	北九州市	26	0	10	10	0	5	0	5
	福岡市	30	1	3	4	1	3	0	0
	久留米市	5	1	4	5	0	3	0	2
	佐賀県	3	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀市	3	0	1	1	0	1	0	0
	長崎県	1	0	1	1	0	1	0	0
	長崎市	4	0	1	1	0	0	0	1
	佐世保市	7	0	3	3	1	2	0	0
	熊本県	9	0	2	2	0	2	0	0
	熊本市	9	1	5	6	0	5	0	1
	大分県	4	0	1	1	0	1	0	0
	大分市	1	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎県	8	0	6	6	0	6	0	0
	宮崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	2	1	1	2	0	2	0	0
	鹿児島市	4	0	0	0	0	0	0	0
	沖縄県	7	0	1	1	0	1	0	0
	那覇市	1	0	1	1	0	1	0	0
計	133	4	42	46	2	35	0	9	
合計	1257	52	439	491	24	394	0	73	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 「調査結果報告件数」は、法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に関する件数である。

注3) 要措置区域等指定件数は、法第3条調査及び法第14条調査、法第4条調査及び法第14条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

3.2.2 要措置区域等における基準不適合物質

令和元年度に指定された要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表3-15、図3-2及び図3-3に示す。VOCでは「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「クロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。累計においては、VOCでは「テトラクロロエチレン」と「トリクロロエチレン」が同件数で最も多く、次に「シス-1,2-ジクロロエチレン」が多かった。重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表 3-15 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

要措置区域等指定件数 ・ 区域指定に至る基準不適合の契機		特定有害物質																											
		VOC(第一種)													重金属等(第二種)							農薬等(第三種)							
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
要措置区域指定件数	R1	2	1	1	2	4	2	0	0	11	2	1	9	2	2	22	3	4	0	3	25	13	13	6	0	0	0	1	0
	累計	(12)	(5)	(2)	(27)	(4)	(84)	(1)	(6)	(158)	(13)	(2)	(132)	(38)	(22)	(220)	(44)	(47)	(0)	(23)	(260)	(162)	(251)	(83)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
形質変更時 要届出区域指定件数	R1	34	19	17	21	24	28	16	16	36	20	17	36	29	23	88	39	46	0	34	270	193	205	52	12	11	11	16	11
	累計	(73)	(84)	(84)	(134)	(24)	(262)	(72)	(91)	(287)	(98)	(79)	(308)	(196)	(181)	(745)	(408)	(454)	(21)	(254)	(2,668)	(1,529)	(1,871)	(439)	(41)	(38)	(37)	(70)	(40)
指定件数	R1	36	20	18	23	28	30	16	16	47	22	18	45	31	25	110	42	50	0	37	295	206	218	58	12	11	11	17	11
	累計	(85)	(90)	(87)	(172)	(28)	(404)	(73)	(109)	(515)	(113)	(82)	(515)	(238)	(209)	(1,097)	(503)	(525)	(22)	(281)	(3,054)	(1,727)	(2,228)	(588)	(41)	(38)	(37)	(72)	(40)
土壌溶出量	R1	33	20	17	19	24	26	16	16	45	17	15	38	24	24	110	42	48	0	37	183	200	217	58	12	11	11	17	11
	累計	(77)	(76)	(67)	(121)	(24)	(389)	(58)	(85)	(461)	(77)	(58)	(430)	(208)	(185)	(1,053)	(475)	(499)	(5)	(262)	(2,370)	(1,717)	(2,212)	(562)	(38)	(35)	(34)	(65)	(37)
土壌含有量	R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	18	17	26	0	14	225	29	47	17	—	—	—	—	—
	累計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(150)	(462)	(283)	(320)	(1)	(151)	(2,647)	(776)	(1,026)	(311)	—	—	—	—	—
土壌ガス調査	R1	19	14	14	16	19	19	13	12	24	18	16	31	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	累計	(22)	(43)	(39)	(95)	(19)	(212)	(33)	(47)	(263)	(64)	(41)	(271)	(141)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1) 指定件数の累計には平成 15 年施行法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計と一致しない。

注 2) 1 件の事例で同一の特定有害物質であっても、①土壌溶出量が基準不適合であって、土壌ガス調査においても検出された場合や、②土壌溶出量、土壌含有量ともに基準不適合であった場合があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の合計は、指定件数と一致しない。

注 3) 1 つの指定区域に対し、複数の調査結果が報告された事例があるため、指定件数よりも土壌溶出量、土壌含有量及び土壌ガス調査のそれぞれの件数が大きくなる場合がある。

(複数回答有)

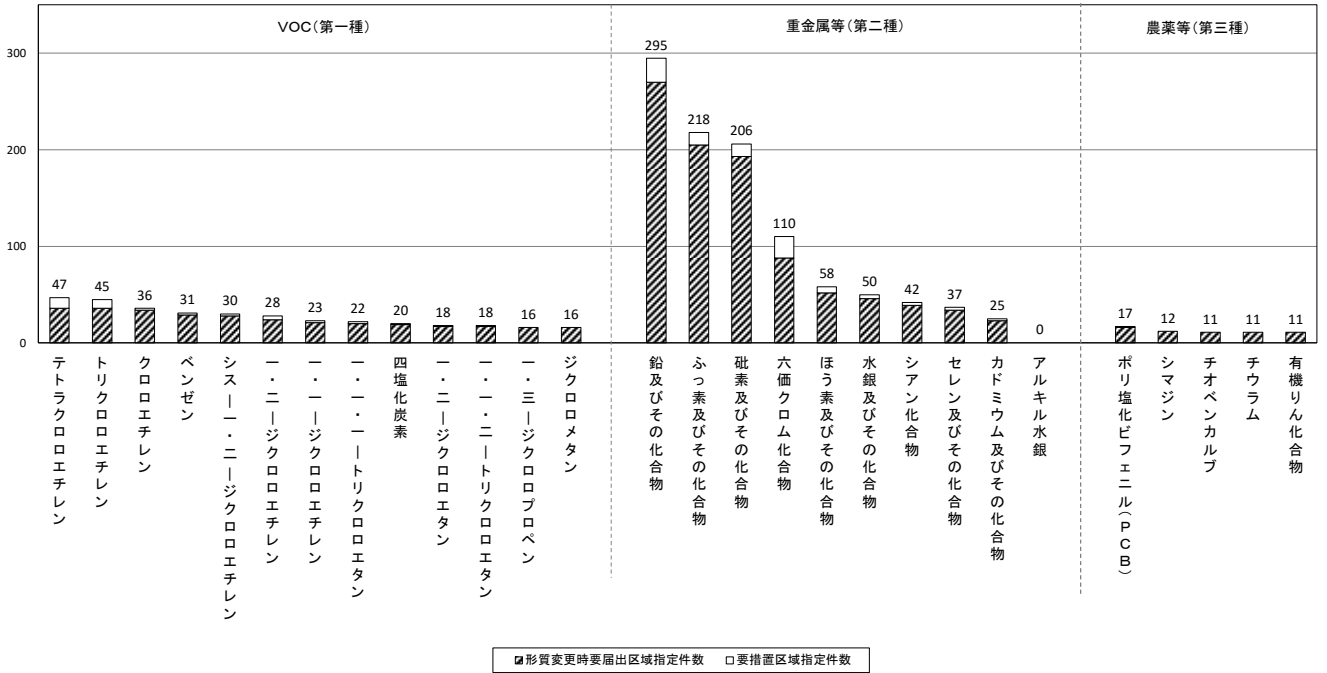


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (令和元年度)

(複数回答有)

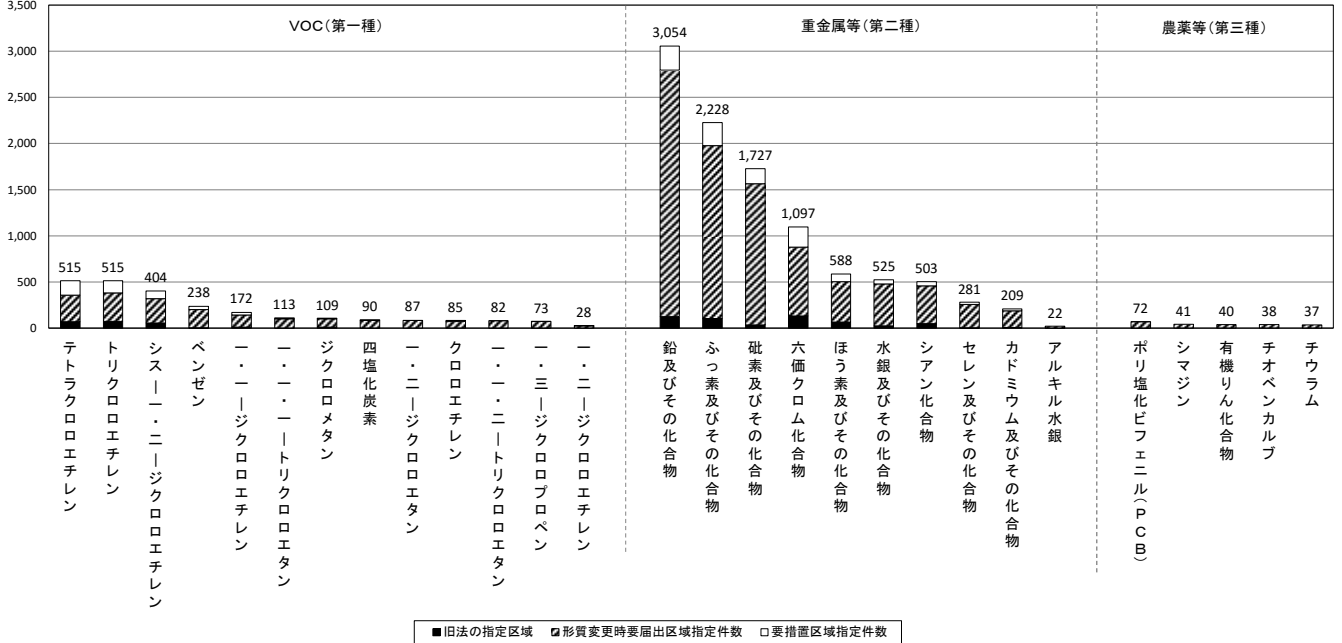


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)

3.2.3 業種区分

令和元年度に指定された要措置区域等において、基準不適合となった特定有害物質を業種区別に表 3-16 に示す。業種区別にみると、VOCによる基準不適合件数は「生活関連サービス業、娯楽業」が最も多く、重金属等による基準不適合件数は「製造業」が最も多かった。

表 3-16 業種区別の要措置区域等指定件数及び基準不適合物質（令和元年度）

(件数：複数回答有)

業種区分(日本標準産業分類による大分類・中分類の分類項目及び分類希望・分類番号)	指定件数	VOC(第一種)											重金属等(第二種)											農業等(第三種)													
		VOC(第一種)不適合		重金属等(第三種)不適合		複合汚染		調査の省略		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロエチレン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物			
		0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
05 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 建設業	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
06 総合工事業	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 製造業	185	6	146	0	33	29	17	9	8	11	13	14	8	8	12	14	9	24	11	10	60	25	25	0	15	110	63	95	38	5	4	4	5	4	4	4	
09 食料品製造業	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 繊維工業	3	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 印刷・同関連業	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
16 化学工業	31	2	22	0	7	8	5	3	3	5	4	2	3	3	1	4	2	4	4	1	4	3	10	0	1	16	17	11	2	1	1	1	1	1	1	1	1
17 石油製品・石炭製品製造業	3	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	2	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 窯業・土石製品製造業	7	0	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3	2	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0
22 鉄鋼業	11	0	10	0	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	0	2	8	5	10	2	0	0	0	0	1	0	0	1
23 非鉄金属製造業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0
24 金属製品製造業	45	2	34	0	9	6	4	1	1	1	2	4	1	1	3	4	1	7	1	3	29	14	3	0	7	27	9	24	14	1	0	0	0	0	0	0	0
25 はん用機械器具製造業	4	0	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
26 生産用機械器具製造業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
27 業務用機械器具製造業	7	0	5	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	2	0	0	3	0	1	0	0	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	18	0	13	0	5	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	4	1	1	4	1	2	0	1	12	5	10	4	1	1	1	1	1	1	1	1
29 電気機械器具製造業	9	1	7	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	2	0	1	7	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0
30 情報通信機械器具製造業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
31 輸送用機械器具製造業	19	1	14	0	4	2	3	2	1	2	2	3	1	1	3	2	1	3	1	1	7	2	2	0	1	9	6	12	3	1	1	1	1	1	1	1	1
32 その他の製造業	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	16	1	11	0	4	4	2	3	3	3	2	2	2	2	2	4	2	3	2	3	2	2	4	2	0	3	7	11	8	2	2	2	2	2	2	2	
33 電気業	10	0	7	0	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	3	2	0	3	5	8	7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
34 ガス業	5	1	3	0	1	2	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 水道業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
G 情報通信業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38 放送業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H 運輸業、郵便業	11	1	8	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	7	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 鉄道業	5	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 道路旅客運送業	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 航空運輸業	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47 倉庫業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 卸売・小売業	4	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52 飲食料品卸売業	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56 各種商品小売業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60 その他の小売業	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

令和元年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）を表 3-17 から表 3-19 及び図 3-4 から図 3-6 に示す。

1) 基準不適合面積

令和元年度に指定された要措置区域等の基準不適合面積について、表 3-17 及び図 3-4 に示す。基準不適合面積は「200 m²以上 500 m²未満」、「1,000 m²以上 3,000 m²未満」、「100 m²以上 200 m²未満」の順に多かった。

表 3-17 基準不適合面積（令和元年度）

基準不適合面積 (m ²)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0 ≤ s < 20	1	2%	16	4%	17	3%	0	0%	12	3%	0	0%	5	7%
20 ≤ s < 50	3	6%	9	2%	12	2%	2	8%	9	2%	0	0%	1	1%
50 ≤ s < 100	3	6%	29	7%	32	7%	2	8%	27	7%	0	0%	3	4%
100 ≤ s < 200	15	29%	59	14%	74	15%	7	29%	62	16%	0	0%	5	7%
200 ≤ s < 500	13	25%	81	19%	94	19%	7	29%	79	20%	0	0%	8	11%
500 ≤ s < 1,000	7	13%	61	14%	68	14%	4	17%	58	15%	0	0%	6	8%
1,000 ≤ s < 3,000	5	10%	72	16%	77	16%	2	8%	62	16%	0	0%	13	18%
3,000 ≤ s < 5,000	3	6%	36	8%	39	8%	0	0%	29	7%	0	0%	10	14%
5,000 ≤ s < 10,000	1	2%	36	8%	37	8%	0	0%	30	8%	0	0%	7	10%
10,000m ² 以上	1	2%	38	9%	39	8%	0	0%	24	6%	0	0%	15	21%
小計	52	-	437	-	489	-	24	-	392	-	0	-	73	-
不明件数	0	-	2	-	2	-	0	-	2	-	0	-	0	-
回答事例数	52	-	439	-	491	-	24	-	394	-	0	-	73	-
平均面積(m ²)	968		4,853		4,440		355		2,987		0		13,585	
最大面積(m ²)	11,808		212,070		212,070		1,575		105,070		0		212,070	
合計面積(m ²)	50,316		2,120,884		2,171,200		8,513		1,170,997		0		991,690	

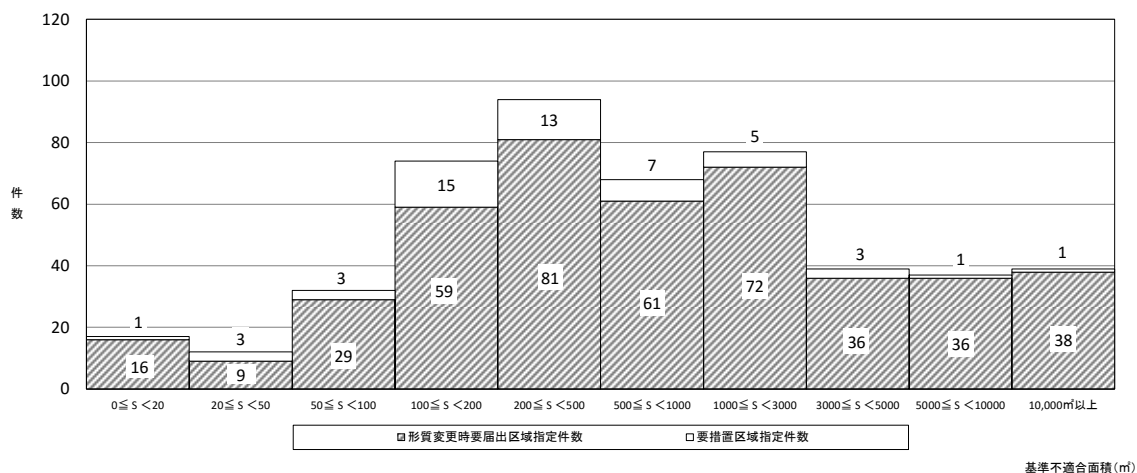


図 3-4 基準不適合面積（令和元年度）

2) 汚染到達深度

令和元年度に指定された要措置区域等の汚染到達深度について、表 3-18 及び図 3-5 に示す。汚染到達深度は「0.5m以上 1 m未満」、「1 m以上 2 m未満」、「2 m以上 3 m未満」の順に多かった。

表 3-18 汚染到達深度（令和元年度）

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0 ≤ D < 0.5	2	5%	1	0%	3	1%	1	7%	1	0%	0	0%	1	3%
0.5 ≤ D < 1	8	20%	53	23%	61	23%	4	27%	55	25%	0	0%	2	6%
1 ≤ D < 2	9	22%	48	21%	57	21%	3	20%	49	22%	0	0%	5	15%
2 ≤ D < 3	7	17%	43	19%	50	19%	1	7%	43	20%	0	0%	6	18%
3 ≤ D < 4	5	12%	19	8%	24	9%	0	0%	19	9%	0	0%	5	15%
4 ≤ D < 5	2	5%	14	6%	16	6%	1	7%	10	5%	0	0%	5	15%
5 ≤ D < 10	7	17%	33	15%	40	15%	3	20%	30	14%	0	0%	7	21%
10 ≤ D < 15	0	0%	11	5%	11	4%	1	7%	7	3%	0	0%	3	9%
15m 以上	1	2%	5	2%	6	2%	1	7%	5	2%	0	0%	0	0%
小計	41	-	227	-	268	-	15	-	219	-	0	-	34	-
不明件数	11	-	212	-	223	-	9	-	175	-	0	-	39	-
回答事例数	52	-	439	-	491	-	24	-	394	-	0	-	73	-
平均深度(m)	2.9		3.1		3.1		3.7		2.9		0.0		4.1	
最深深度(m)	16.0		26.0		26.0		16.0		26.0		0.0		13.0	
合計深度	119.0		710.0		829.0		56.0		634.0		0.0		139.0	

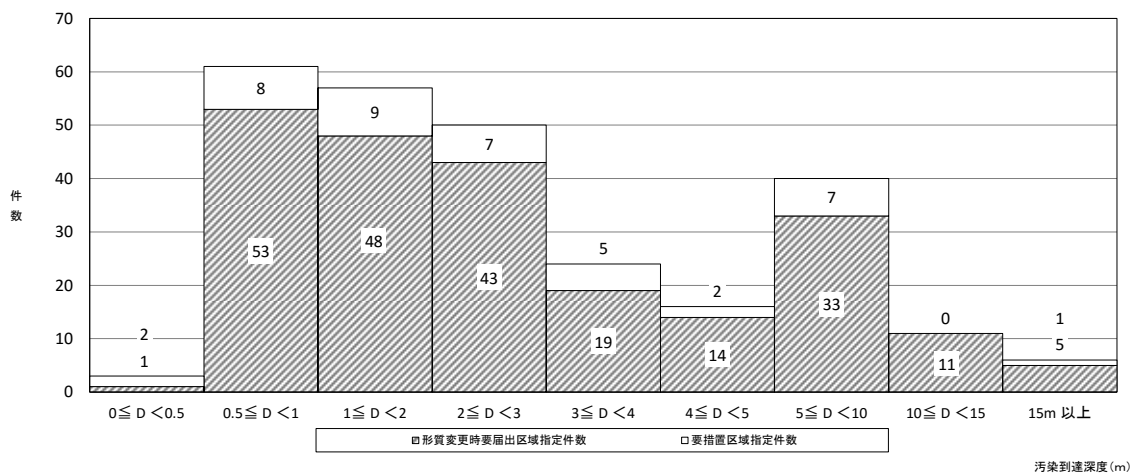


図 3-5 汚染到達深度（令和元年度）

3) 基準不適合土量

令和元年度に指定された要措置区域等の基準不適合土量について、表 3-19 及び図 3-6 に示す。基準不適合土量は「200 m³以上 500 m³未満」、「100 m³以上 200 m³未満」、「1,000 m³以上 3,000 m³未満」の順に多かった。

表 3-19 基準不適合土量（令和元年度）

基準不適合土量 (m ³)	要措置区域 指定件数		形質変更時 要届出区域 指定件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0 ≤ V < 50	4	14%	14	11%	18	12%	4	36%	14	11%	0	0%	0	0%
50 ≤ V < 100	4	14%	12	10%	16	11%	1	9%	14	11%	0	0%	1	8%
100 ≤ V < 200	6	21%	22	18%	28	18%	1	9%	25	20%	0	0%	2	15%
200 ≤ V < 500	6	21%	32	26%	38	25%	4	36%	29	23%	0	0%	5	38%
500 ≤ V < 1,000	1	3%	13	11%	14	9%	0	0%	14	11%	0	0%	0	0%
1,000 ≤ V < 3,000	6	21%	16	13%	22	14%	0	0%	20	16%	0	0%	2	15%
3,000 ≤ V < 5,000	0	0%	4	3%	4	3%	0	0%	2	2%	0	0%	2	15%
5,000 ≤ V < 10,000	2	7%	4	3%	6	4%	1	9%	5	4%	0	0%	0	0%
10,000m ³ 以上	0	0%	6	5%	6	4%	0	0%	5	4%	0	0%	1	8%
小計	29	-	123	-	152	-	11	-	128	-	0	-	13	-
不明件数	23	-	316	-	339	-	13	-	266	-	0	-	60	-
回答事例数	52	-	439	-	491	-	24	-	394	-	0	-	73	-
平均土量 (m ³)	983		2,237		1,997		781		2,106		0		1,953	
最大土量 (m ³)	8,250		76,154		76,154		7,263		76,154		0		12,000	
合計土量 (m ³)	28,495		275,102		303,597		8,586		269,621		0		25,390	

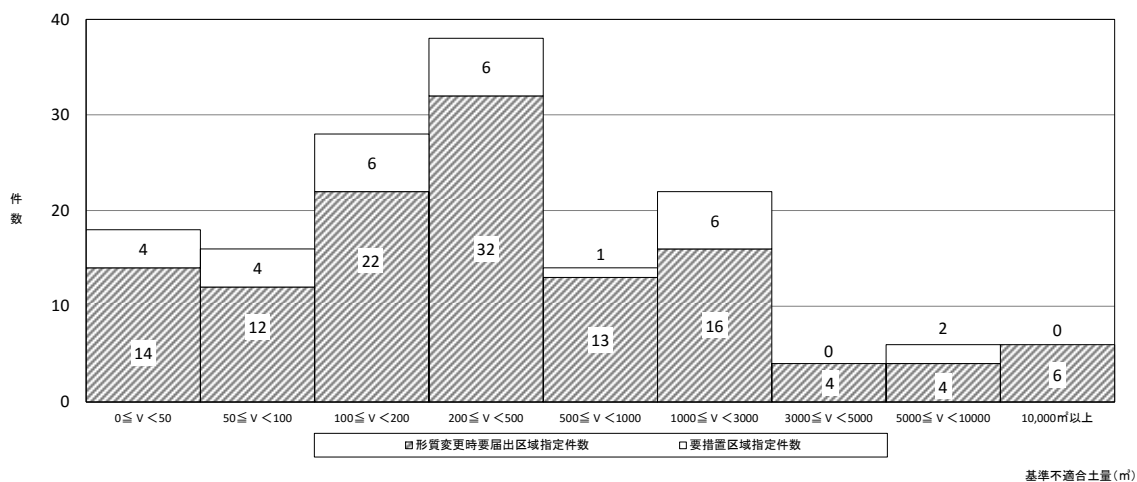


図 3-6 基準不適合土量（令和元年度）

3.2.5 摂取経路ごとの土壌汚染の状況と到達距離の設定状況

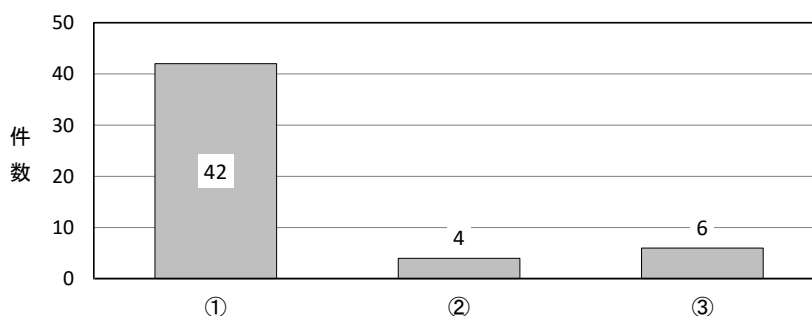
令和元年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表 3-20 及び図 3-7 に示す。土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 42 件であり、うち、摂取経路が「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 41 件（98%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 4 件であった。土壌溶出量基準、土壌含有量基準いずれにも不適合である件数は 6 件であり、うち、摂取経路が「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 5 件（83%）であった。

なお、地下水汚染が到達する可能性のある距離（到達距離）の設定にあたって、採用した値を表 3-21 に示す。

表 3-20 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況（令和元年度）

(件数：複数回答有)

摂取経路・土壌汚染の状況	要措置区域 指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例	42	10	25	0	7
周辺での地下水の飲用利用等がある	41	9	25	0	7
水道事業用の井戸がある	3	3	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
② 土壌含有量基準のみ不適合の事例	4	0	3	0	1
当該土地に人が立ち入ることができる	4	0	3	0	1
その他	1	0	1	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準いずれにも不適合の事例	6	0	4	0	2
周辺での地下水の飲用利用等がある	5	0	3	0	2
水道事業用の井戸がある	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	1	0	1	0	0
公共用水域がある	1	0	1	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
回答事例数	52	10	32	0	10



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準のみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準、土壌含有量基準いずれにも不適合の事例

図 3-7 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分（令和元年度）

表 3-21 到達距離の設定に採用した値（令和元年度）

到達距離	件数
環境省計算ツールによる算出値	5
一般値	46
地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づいた値	1

3.2.6 措置実施者及び費用負担者、土地所有者

令和元年度に指定された要措置区域において、指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係を表 3-22 に示す。指示を受けた者のうち「土地所有者（かつ汚染原因者でない）」が 31 件（52%）と最も多かった。また、措置実施者としては「土地所有者（かつ汚染原因者でない）」が 30 件（50%）と最も多かった。さらに、費用負担者としても「土地所有者（かつ汚染原因者でない）」が 25 件（42%）と最も多かった。

表 3-22 指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係（令和元年度）

(件数：複数回答有)

対象者	土地所有者 (かつ汚染原因者である)	土地所有者 (かつ汚染原因者でない)	土地所有者 (汚染原因者かどうかは不明)	管理者又は占有者 (かつ汚染原因者である)	管理者又は占有者 (かつ汚染原因者でない)	管理者又は占有者 (汚染原因者かどうかは不明)	汚染原因者 (左記以外)	不明	合計
指示を受けた者	21	31	2	2	2	0	2	-	60
措置実施者	21	30	2	3	2	0	2	0	60
費用負担者	17	25	1	3	1	0	2	11	60

注)「指示を受けた者」の件数は、区域の指定時に複数になることがあるため、指定区域数と一致しない場合がある。

3.2.7 汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況

令和元年度における汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況を表 3-23 に示す。提出された汚染除去等計画書 42 件のうち、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定した件数は 0 件であった。

表 3-23 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況（令和元年度）

項目	件数
汚染除去等計画書の提出	42
目標土壌溶出量 目標地下水濃度の設定	有 0 無 42